

上越市見本市等出展事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自社開発した製品若しくは技術又はメイド・イン上越認証品（以下「製品等」という。）の新規販路の開拓を推進するため、見本市等に出展する中小企業者等及び小規模企業者に対して、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 見本市等 中小企業者等及び小規模企業者が出展する見本市、展示会、商談会、物産展等で商品見本、カタログ、パネル等の展示を伴うものをいう。ただし、本市以外の会場（海外を含む。）において開催されるものに限る。
- (2) 物産展 バイヤーの招へいがある物産展その他今後の商談が見込まれる物産展（メイド・イン上越認証品を出展する場合に限る。）をいう。
- (3) 中小企業者等 次に掲げる人及び団体（小規模企業者を除く。）をいう。
 - ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する中小企業者
 - イ 主としてアの中小企業者により組織される団体
 - ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体のうち事業協同組合、企業組合及び協業組合
 - エ その他アからウまでに掲げる団体に類するものとして市長が特に認める人及び団体
- (4) 小規模企業者 次に掲げる人及び団体をいう。
 - ア 中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第5号までに規定する小規模企業者
 - イ 主としてアの小規模企業者により組織される団体
 - ウ その他ア及びイに掲げる団体に類するものとして市長が特に認める人及び団体
- (5) メイド・イン上越認証品 メイド・イン上越認証事業実施要綱（平成25年7月31日実施）に基づきメイド・イン上越の認証を受けた商品をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める事業とする。

- (1) 国外で開催される見本市等（物産展を除く。）に出展する事業（以下「海外枠」とい

う。)

(2) 国外又は国内（本市で開催されるものを除く。）で開催される見本市等（物産展を除く。）に出展する事業（以下「一般枠」という。）

(3) メイド・イン上越認証品を見本市等に出展する事業（以下「新市場開拓枠」という。）
（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる中小企業者等及び小規模企業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者等及び小規模企業者とする。ただし、メイド・イン上越認証品を見本市等に出展する場合の補助金の交付にあつては、第1号及び第3号に掲げる要件を除く。

(1) 市内で製品若しくは技術の開発又は製品の製造を行っていること。

(2) 市税を完納していること。

(3) 同一年度内において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の表に定めるとおりとする。

区分	補助対象者	補助対象経費
海外枠	中小企業者等 小規模企業者	会場借上料及び小間料（見本市等の主催者が定める出展料をいう。以下同じ。） 出展小間装飾費 製品輸送費 旅費（宿泊費にあつては、1泊2万円以内で5泊までとし、2人分を上限とする。） 通訳手数料等 その他市長が認める費用
一般枠	中小企業者等	会場借上料及び小間料 その他市長が認める費用
	小規模企業者	会場借上料及び小間料 出展小間装飾費 製品輸送費 旅費 その他市長が認める費用
新市場開拓枠	中小企業者等 小規模企業者	製品輸送費 販売促進資材費 販売補助員費（物産展への出店時に販売員を臨時的に雇用する経費） 旅費 その他市長が認める費用

2 前項の規定にかかわらず、国、他の地方公共団体その他公共的団体から同項に規定する経費について補助を受ける場合又は本市の他の補助金等の交付を受ける場合は、同項に規定する経費から当該補助を受ける額を減じて得た額を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額等は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請の時期等)

第7条 規則第2条の規定による申請は、見本市等に出展申込前までに行わなければならない。

2 規則第2条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 見本市等の開催パンフレット等
- (2) 補助対象経費が確認することができる書類の写し
- (3) 市長が別に定める書類

(事前着手)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を実施してはならない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、着手前に上越市見本市等出展事業補助金交付決定前事前着手届(第1号様式)を市長に提出したときは、この限りでない。

(実績報告等)

第9条 規則第8条第1項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 見本市等に出展した際の状況写真
- (2) 補助対象経費の支払に係る領収書等の写し

2 市長は、補助対象経費の適切な執行の確認等を行う必要があると認めるときは、見本市等の開催状況等について補助金の交付を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)から報告を求めることができる。

3 補助事業者は、見本市等が終了した日から起算して1年を経過する日までの間の販売状況等について、上越市見本市等出展事業補助金販売状況等報告書(第2号様式)により市長に報告しなければならない。

(補助金の経理に係る書類の保存)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けた見本市等に係る経理について、その収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、それらの書類を補助金の交付を受けた日の属する市の会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

(平成23年4月1日前に補助金の交付決定を3回以上受けている補助対象者に係る補助金の額等の特例)

2 第5条の規定にかかわらず、平成23年4月1日前に改正前の上越市見本市等出展事業補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付の決定を3回以上受けている補助対象者が同日以後に改正後の上越市見本市等出展事業補助金交付要綱第5条第1項の表一般枠の項の規定に基づく補助金の交付を受ける場合における当該補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、当該補助金の交付回数は、1回を限度とする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の第5条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請ある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の上越市見本市等出展事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年8月30日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の上越市見本市等出展事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の第2条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第5条の規定は、この要綱の実施の日以後に認証を受けるメイド・イン上越認証品に係る補助金の交付について適用し、同日前に認証を受けたメイド・イン上越認証品に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年12月9日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市見本市等出展事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の日前に小規模企業者が改正前の上越市見本市等出展事業補助金交付要綱の規定により交付を受けた補助金は、改正後の上越市見本市等出展事業補助金交付要綱の規定により交付を受けた補助金とみなす。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市見本市等出展事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市見本市等出展事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月16日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市見本市等出展事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の前に改正前の上越市見本市等出展事業補助金交付要綱の規定により交付を受けた補助金は、改正後の上越市見本市等出展事業補助金交付要綱の規定により交付を受けた補助金とみなす。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市見本市等出展事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

区分	補助金の額等		上限額	上限回数
海外枠	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額		(1) アジア圏 300千円 (2) 前号に掲げる以外の国 500千円	一の補助事業者につき 2回
一般枠	中小企業者等	1回目 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額	200千円	一の補助事業者につき 3回
		2回目 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額		
		3回目 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額		
	小規模企業者	1回目 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額	なし	
2回目以降 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額				
新市場開拓枠	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額		200千円	一のメイド・イン上越

		認証品（同 一年度に複 数のメイド ・イン上越 認証品の認 定を受けた 場合は、そ れらを一の メイド・イン 上越認証 品とみな す。）につ き3回
--	--	--

備考

- 1 この表において「アジア圏」とは、インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、韓国、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル及びラオスをいう。
- 2 補助金の額は、当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。
- 3 一般枠において、小規模企業者として補助金の交付を受けた回数の算出にあつては中小企業者等として補助金を受けた回数に、中小企業者等として補助金の交付を受けた回数の算出にあつては小規模企業者として補助金を受けた回数に通算するものとする。

第1号様式（第8条関係）

上越市見本市等出展事業補助金交付決定前事業着手届

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

年度に交付を申請する上越市見本市等出展事業補助金（以下「補助金」という。）に係る補助対象事業について、次の理由で補助金の交付の決定前に事業に着手したいので届け出ます。

なお、交付の決定前に着手する事業に関し、上越市見本市等出展事業補助金交付要綱第4条に規定する要件を備えていないことその他の事由により補助金が交付されないこととなっても異議を申し立てないことを誓約します。

事 業 内 容	
事 前 着 手 予 定 日	年 月 日
交付決定前に事業に着手する理由	

第2号様式（第9条関係）

上越市見本市等出展事業補助金販売状況等報告書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

次のとおり見本市等の出展後の販売状況等について報告します。

出展した見本市等	名 称	
	会 場	
	会 期	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
出展後の販売状況	引き合いの状況	
	売上げへの反映	
	その他出展後に 見られた経営上 の影響	